

水域類型指定の検討 中環審



中央環境審議会は、水生生物保全を目的とした環境基準の水域類型指定の検討を開始しました。北上川、多摩川、吉野川の3河川と、東京湾を実水域として取り上げ、類型指定に関する基本的な考え方を整理します。また、同時に水質調査方法などの環境基準の適用に関する事項についても検討します。

水環境部に設置している類型指定専門委員会では、ここでの成果に基づき、政府が指定すべき水域について順次検討を進める意向です。

2003年11月に環境省は水生生物保全を観点とした水質汚濁に関する環境基準を追加設定しました。新環境基準では、全亜鉛を対象に水生生物の生息状況及びその適応性の観点から河川及び湖沼について4類型、海域では2類型の水域類型を設けており、運用にあたっては国が指定すべき水域として定められている河川(33水域)、湖沼(30水域)、海域(10水域)について類型指定する必要があります。

資料:2005年3月8日付 化学工業日報 P12

生活環境箇所 清水 圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

